

通算法人の 法人事業税  
法人住民税 の概要



東京都主税局

令和6年5月

グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行う一方で、グループ企業内で損益通算等の調整ができる制度です。

法人事業税・法人住民税については、地域における受益と負担の関係等に配慮し、従前同様、個々の法人を納税単位とすることとされています。法人事業税・法人住民税の課税標準等は、原則として法人税の計算に基づき算定されることから、法人税のグループ通算制度の影響を遮断し、実質的な負担を通算法人以外の法人と同様とするための制度となっています。

※ 「通算法人」とは、法人税において、法人税法第2条第12号の7の2に該当する法人(通算承認を受けた法人)をいいます。

※ 法令の名称は、次の略称を用いています。

- ・ 地方税法・・・「地法」
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則・・・「令和2年改正地法附則」
- ・ 地方税法施行令・・・「地令」
- ・ 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)附則・・・「令和2年改正地令附則」
- ・ 地方税法施行規則・・・「地規」
- ・ 法人税法・・・「法法」
- ・ 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則・・・「令和2年改正法法附則」
- ・ 租税特別措置法・・・「措置法」
- ・ 東京都都税条例・・・「条例」
- ・ 東京都都税条例施行規則・・・「条例規則」

※ この概要は、令和6年4月現在に施行されている法令に基づいて作成しています。

目	次
---	---

<b>通算法人以外の法人との主な相違点</b> .....	1
<b>法人事業税</b> .....	3
事業年度 .....	3
課税標準 .....	6
申告納付 .....	6
申告納付期限の延長 .....	6
更正・決定 .....	7
<b>法人住民税</b> .....	8
事業年度 .....	8
課税標準 .....	8
外国税額控除 .....	13
申告納付 .....	14
確定申告書の提出期限の延長の届出 .....	15
<b>お願い</b> .....	16

## 通算法人以外の法人との主な相違点

	通算法人	連結法人	通算・連結法人以外の法人	
法人事業税（所得を課税標準とする法人に限りません。）	事業年度	通算グループへの加入・離脱等の場合に事業年度の特例あり（法人税と同様）	連結納税グループへの加入・離脱等の場合にみなし事業年度を適用（法人税と同様）	
	課税標準	所得金額＝益金の額－損金の額	個別所得金額＝個別帰属益金額－個別帰属損金額	
	繰越欠損金の控除	前10年以内に開始した事業年度に生じた繰越欠損金を課税標準から控除 ※平成30年3月31日以前に開始する事業年度に生じた繰越欠損金については前9年以内に開始した事業年度に生じたものに限りません。		法人税に準拠
	中間申告納付額	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人事業税額を基準とする6か月相当額（予定申告） ・仮決算に基づく額 ※通算親法人が協同組合等である場合については仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	前事業年度の法人事業税額を基準とする6か月相当額（予定申告） ※仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人事業税額を基準とする6か月相当額（予定申告） ・仮決算に基づく額
	申告期限の延長月数	2か月 〔次の理由により申告期限までに申告納付することができない常況にあると認められるとき〕 ・当該法人若しくは他の通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは他の通算法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため ・通算法人が多数に上り損益通算及び欠損金通算等の計算を了することができないため	2か月 〔次の理由により申告期限までに申告納付することができない常況にあると認められるとき〕 ・連結親法人の定款等の定めにより、若しくは他の連結法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されないため ・連結子法人が多数に上り連結所得の金額を計算することができないため	1か月 〔定款等の定めにより又は当該法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき〕
更正・決定の取扱い	自主決定法人（都道府県知事の調査によります。）	自主決定法人（都道府県知事の調査によります。）	国税準拠法人（法人税の課税標準を基準とします。）	

		通算法人	連結法人	通算・連結法人以外の法人
法人 都 民 税	課税標準	法人税額	個別帰属法人税額	法人税額
	繰越欠損金の取扱い	控除対象通算適用前欠損調整額等(詳細は8ページ以降をご覧ください。)を課税標準から控除	控除対象個別帰属調整額等を課税標準から控除	法人税に準拠
	中間申告納付額	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人税割の額を基準とする6か月相当額(予定申告) ・仮決算に基づく額 ※通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人は仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	前連結事業年度の法人税割の額を基準とする6か月相当額(予定申告) ※仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。	次のいずれか1つを選択できます。 ・前事業年度の法人税割の額を基準とする6か月相当額(予定申告) ・仮決算に基づく額
共通	更正請求	法人税の更正処分を受けた場合は、処分を受けた法人のみがその更正処分から2か月以内に更正の請求をすることができます。	連結子法人は、連結親法人が法人税の更正処分を受けた場合、2か月以内に更正の請求をすることができます。	法人税の更正処分を受けた場合は、処分を受けた法人のみがその更正処分から2か月以内に更正の請求をすることができます。

※ 制度の詳細については、次ページ以降の解説をご覧ください。



# 法 人 事 業 税

## 事 業 年 度

通算グループへの加入・離脱等があったときには、次の表の事業年度の特例に係る規定が適用されます(法人税と同様の取扱いです)。

※ 「該当条項」欄の上段の項・号は、地法第72条の13の該当項・号を、下段の( )内の項・号は、法第14条の該当項・号を指します。

※ 「事業年度開始の日」欄の「親」「子」は、それぞれ通算親法人、通算子法人を指します。

※ 「事業年度開始の日」、「事業年度終了の日」が2以上ある場合には、①「事業年度開始の日」の上段、②「事業年度終了の日」の上段、③「事業年度開始の日」の下段、④「事業年度終了の日」の下段の順にご覧ください。

		生じた事実	該当条項	事業年度開始の日	事業年度終了の日
開 始 ・ 加 入	1	内国法人が通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなったこと	8項1号 (4項1号)	事業年度開始の日	完全支配関係を有することとなった日の前日
				その有することとなった日	親法人の事業年度終了の日
	2	通算子法人でその通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの	7項 (3項)	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日
		通算子法人でその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの			
3	新設親法人が承認申請の特例を適用して承認申請書を提出した場合	9項1号・10項 (5項1号・6項)	(事業年度開始の日)	申請特例年度開始の日の前日	
			申請特例年度開始の日	申請特例年度終了の日	
4	他の内国法人(通算子法人となる法人)が申請特例年度の中途において通算グループに加入した場合	9項2号・10項・12項1号 (5項2号・8項1号)	事業年度開始の日	完全支配関係を有することとなった日(加入日)の前日	
			完全支配関係を有することとなった日(加入日)	申請特例年度終了の日	
離 脱 そ の 他	5	内国法人が通算親法人との間にその通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと(子法人の破産解散、合併解散、残余財産確定を除く)	8項2号 (4項2号)	事業年度開始の日	完全支配関係を有しなくなった日(離脱日)の前日
				完全支配関係を有しなくなった日(離脱日)	子法人の本来の事業年度終了の日

		生じた事実	該当条項	事業年度開始の日		事業年度終了の日
離脱その他	6	通算子法人が事業年度の中途において、破産手続開始の決定を受けた場合	8項2号 (4項2号)	事業年度開始の日		完全支配関係を有しなくなった日の前日 ＝破産解散日
				完全支配関係を有しなくなった日(破産解散の翌日)		子法人の本来事業年度終了の日
	7	通算子法人が事業年度の中途において、合併により解散をした場合又は残余財産が確定した場合	8項2号 (4項2号)	事業年度開始の日		合併の日の前日又は残余財産が確定した日
	8	事業年度の中途において、通算親法人が、他の普通法人又は協同組合等の100%子会社となった場合	6項・8項2号 (2項・4項2号)	親	事業年度開始の日	通算承認の効力を失った日(完全支配関係が生じた日)の前日…A
					通算承認の効力を失った日(Aの翌日)	左欄の日の属する事業年度終了の日
				子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親法人が子会社化した日)…A
					Aの翌日	子法人の本来事業年度終了の日
	9	通算子法人の事業年度の中途において、通算親法人が合併により解散をした場合	5項2号・8項2号 (1項2号・4項2号)	親	事業年度開始の日	合併の日の前日…A
				子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親法人の合併日の前日)…A
					Aの翌日＝親法人の合併日	子法人の本来事業年度終了の日
10	通算子法人の事業年度の中途において、通算親法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合	5項1号・8項2号 (1項1号・4項2号)	親	事業年度開始の日	解散の日	
				解散の日の翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日	
			子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親法人の解散日)	
				親法人の解散日の翌日	子法人の本来事業年度終了の日	
離脱その他	11	通算親法人の事業年度の中で通算子法人がすべて離脱した場合	6項 (2項)	親	事業年度開始の日	通算承認の効力を失った日(子法人の離脱日)の前日
					通算承認の効力を失った日	左欄の日の属する事業年度終了の日
				子	親法人の事業年度開始の日	完全支配関係を有しなくなった日(離脱日)の前日
					完全支配関係を有しなくなった日(離脱日)	子法人の本来事業年度終了の日

		生じた事実	該当条項	事業年度開始の日		事業年度終了の日	
離 脱 そ の 他	12	事業年度の中で通算親法人が公益法人等に該当することとなった場合	5項4号ハ・ 8項2号 (1項4号 ハ・4項2 号)	親	事業年度開始の日	公益法人等に該当することとなった日の前日…A	
					Aの翌日＝該当することとなった日	左欄の日の属する事業年度終了の日	
				子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親法人が公益法人等に該当することとなった日の前日A)	
					Aの翌日	子法人の本来事業年度終了の日	
	13	通算親法人の100%親会社(公益法人等)が、事業年度の中で、普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合	6項・8項2 号 (2項・4項2 号)	親	事業年度開始の日	通算承認の効力を失った日(該当することとなった日)の前日…A	
					通算承認の効力を失った日(Aの翌日)	左欄の日の属する事業年度終了の日	
				子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親の親が普通法人等に該当することとなった日の前日…A)	
					Aの翌日	子法人の本来事業年度終了の日	
	14	通算親法人について、青色申告の承認の取消し通知を受けたことにより、通算承認が効力を失った場合	6項・8項2 号 (2項・4項2 号)	親	事業年度開始の日	通算承認の効力を失った日(通知を受けた日)の前日…A	
					通算承認の効力を失った日(Aの翌日)	左欄の日の属する事業年度終了の日	
				子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(親が通知を受けた日の前日…A)	
					Aの翌日	子法人の本来事業年度終了の日	
15	通算制度の取りやめの承認を受けた場合	6項・8項2 号 (2項・4項2 号)	親	事業年度開始の日	承認を受けた日の属する事業年度終了の日…A		
				Aの翌日	左欄の日の属する事業年度終了の日		
			子	親法人の事業年度開始の日	親法人の事業年度終了の日(A)		
				Aの翌日	子法人の本来事業年度終了の日		

## 課 税 標 準

(地法第72条の23第1項、第2項、第3項)

### (1) 所得金額

通算法人の法人事業税の課税標準は、次の「所得金額」となります。

$$\text{所得金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

- 計算は、原則として、法人税の課税標準(所得)に係る所得金額の計算の例によります。
- 事業税の課税標準の計算においては、法第57条第6項から第8項まで(欠損金の切捨てに関する規定)、法第64条の5(損益通算に関する規定)、法第64条の7(欠損金の通算に関する規定)等の規定の例によらないものとされ、損益通算等の影響は遮断することとされています。

### (2) 欠損金額等の繰越し

各事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額を、損金の額に算入することができます。(平成30年4月1日に開始する事業年度において生じた欠損金額は9年間の繰越し)

なお、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において欠損金額を損金の額に算入する場合、算入額の上限は算入前所得金額の100分の50相当額になります(ただし、法第57条第11項に掲げる法人に該当する場合は従前どおり算入前所得金額が上限になります。)

- ### (3) 事業税の課税標準の計算においては、法第64条の8の規定の例によらないこととされています。例えば、通算子法人を被合併法人、同一通算グループ内の通算法人を合併法人とする適格合併を行った場合に、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額に相当する金額は、当該通算法人の当該合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上の損金の額に算入することとなっています(法第64条の8)が、法人事業税の課税標準の計算においては、損金の額に算入できませんので、この金額を加算した金額を課税標準としてください。

## 申 告 納 付

(地法第72条の25、第72条の26、第72条の28)

### (1) 中間申告納付(地法第72条の26第1項)

通算親法人の事業年度が6月を超える通算親法人(通算子法人については、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日(6月経過日)において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合に限る。)(特別法人(地法第72条の24の7第7項)は除きます。)は、6月経過日から2か月以内に中間申告納付を行う必要があります。

#### ◎ 申告納付額(予定申告)・・・

6月経過日の前日までに確定した税額÷前事業年度の月数×6(※)

※通算子法人で、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間が6以外である場合は、「6」を当該月数に読み替えます。

☆ ただし、当該事業年度の前事業年度の法人税額を基準とする6か月相当額が10万円以下である通算法人又は当該金額がない通算法人については、中間申告納付を要しません。(収入割を申告納付する法人及び外形標準課税対象法人は、この場合でも中間申告納付が必要です。)

☆ 通算親法人が協同組合等である通算子法人で所得に対する事業税を申告納付すべき法人は、仮決算による中間申告納付を行うことはできません。

### (2) 確定申告納付(地法第72条の25第1項、第72条の28第1項)

事業を行う法人は、事業年度終了後2か月以内に、確定申告納付を行う必要があります。

## 申 告 納 付 期 限 の 延 長

(地法第72条の25)

通算法人の申告納付期限の延長について、次の特例があります。

申告納付期限を延長しようとする場合には、事務所又は事業所所在地の都道府県知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事)の承認を受ける必要があります。

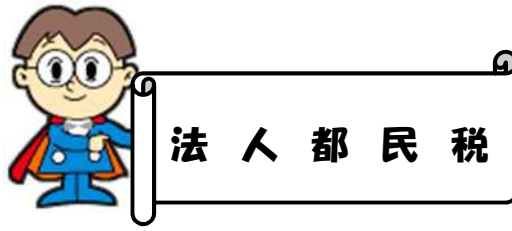


	通算法人の災害等による申告納付期限の延長	通算法人又は他の通算法人の定款等の定め等による申告納付期限の延長
根拠条文	地法第72条の25第4項 地令第24条の4の2	地法第72条の25第5項 地令第24条の4の3
延長することができる場合	災害その他やむを得ない理由により次のいずれかの事由に該当するため、当該法人の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ申告納付すべき期間内に申告納付することができない場合 ①当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の決算が確定しない ②各事業年度の法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない	次のいずれかの事由に該当するため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ申告納付すべき期間内に申告納付することができない常況にあると認められる場合 ①当該法人若しくは他の通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない ②通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算及び欠損金通算等の計算を了することができない
申請期限	事業年度終了の日から45日以内	事業年度終了の日から45日以内
延長された場合の申告納付期限	都道府県知事の指定した日まで	原則として、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4か月以内

### 更正・決定

(地法第72条の41)

通算法人は、地法第72条の39に規定するいわゆる国税準拠法人ではなく、都道府県知事の調査によって事業税の課税標準又は事業税額を更正又は決定する、いわゆる自主決定法人です。



## 事業年度

通算法人の事業年度は、法人税における事業年度と同一です(事業年度は、基本的には通算親法人の事業年度となりますが、通算親法人の事業年度の中途に通算子法人となった場合など、特殊なケースについては異なる場合があります。)

## 課税標準

(地法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号)

課税標準は次の式により求めます。

$$\text{課税標準となる法人税額} = \text{法人税額} + \text{加算対象通算対象欠損調整額等} - \text{控除対象通算適用前欠損調整額等}$$

法人税割の課税標準は法人税額とされているため、法人税の計算において通算グループ内の損益通算、欠損金の通算等を行った場合には、その影響を除くための調整を行います。

主な調整の内容とこの調整に伴い生じる調整額の名称は、以下のとおりです。

グループ通算制度における処理		法人税割における調整額の名称 【地方税様式の別表番号】
損益通算が行われた場合	損金算入された場合	加算対象通算対象欠損調整額 【第6号様式別表1】
	益金算入された場合	控除対象通算対象所得調整額 【第6号様式別表2の3】
欠損金の通算が行われた場合	他の通算法人の欠損金を損金算入した場合	加算対象被配賦欠損調整額 【第6号様式別表1】
	自社の欠損金を他の通算法人で損金算入した場合	控除対象配賦欠損調整額 【第6号様式別表2の4】
通算開始・加入等に当たり、欠損金が切り捨てられた場合		控除対象通算適用前欠損調整額 【第6号様式別表2】
法第57条第7項の規定により被合併法人の欠損金を引き継げなかった場合		控除対象合併等前欠損調整額 【第6号様式別表2の2】

### (1) 加算対象通算対象欠損調整額等

#### ◎ 加算対象通算対象欠損調整額

加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、当該事業年度終了の日における地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分(※)に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第12項、第321条の8第12項、地法附則第8条第17項)

通算対象欠損金額とは、法第64条の5第1項の通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいいます。(地法第53条第11項、第321条の8第11項)

※ 地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分

	法人の区分	率
a	普通法人(法第2条第9号に規定する普通法人をいう。) *cを除く。	法第66条第1項に規定する税率に相当する率
b	協同組合等(法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。)	法第66条第3項に規定する税率に相当する率
c	特定医療法人(措置法第67条の2の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。)	措置法第67条の2第1項に規定する税率に相当する率

◎加算対象被配賦欠損調整額

加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、当該事業年度終了の日における地法第53条4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分(P9「※ 地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分」参照)に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第18項、第321条の8第18項、地法附則第8条第19項)

被配賦欠損金控除額とは、法第64条の7第1項第2号ハに掲げる金額(通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額を超える場合におけるその超える部分の金額)に法第64条の7第1項第3号ロに規定する非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で法第57条第1項の規定により損金の額に算入されたものをいいます。(地法第53条第17項、第321条の8第17項)

(2) 控除対象通算適用前欠損調整額等

控除対象通算適用前欠損調整額等には、控除対象通算適用前欠損調整額のほかには、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付税額があります。

このうち、通算法人に特有の調整額として、控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額の5つがあります。

◎ 控除対象通算適用前欠損調整額

控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損金額に、控除を受ける法人の最初通算事業年度(法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下同じ。)終了の日(次に掲げる控除対象通算前欠損調整額については、次に定める日)における次の法人の区分(※)に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第4項、第321条の8第4項、地法附則第8条第15項)

ア 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日

イ 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合 新たな事業を開始した日以後に終了する事業年度終了の日(地令第8条の14第1項、第48条の11の3第1項)

ウ 最初通算事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合 当該事業年度(通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日以後6月を経過した日(以下「6月経過日」という。)の前日(地令第8条の14第2項、第48条の11の3第2項)

通算適用前欠損金額とは、法第57条第1項の欠損金額(同法第58条の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法第57条第6項又は第8項の規定によりないものとされたものをいう。(地法第53条第3項、第321条の8第3項)(\*)

\* 令和2年改正法附則第29条第1項の規定により法第64条の9第1項の規定による承認があるものとみなされた通算法人の欠損金額については、法第57条第6項及び第8項の規定は適用しないものとされています(令和2年改正法附則第20条第11項)。

※ 地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分

	法人の区分	率
a	普通法人(法第2条第9号に規定する普通法人をいう。) *cを除く。	法第66条第1項に規定する税率に相当する率
b	協同組合等(法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。)	法第66条第3項に規定する税率に相当する率
c	特定医療法人(措置法第67条の2の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。)	措置法第67条の2第1項に規定する税率に相当する率

☆ 控除対象となる額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額から控除されなかった額に限ります。

☆ 控除対象通算適用前欠損調整額の控除上限は、申告納付すべき法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額とされていますが、当該法人税額について次により加算された額がある場合については、次の金額を控除した金額(地法第53条第3項、第321条の8第3項、地令第8条の13、第48条の11の2)となります。

ア 措置法第42条の14第1項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例)

イ 措置法第42条の14第4項(通算承認の失効の場合の法人税額の特例)

ウ 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出額の追加課税)

エ 措置法第62条の3第1項・第9項、第63条第1項(土地の譲渡利益金額の追加課税)

☆ 控除対象通算適用前欠損調整額の控除を行う場合は、「控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書」(第6号様式別表2)を作成し、申告書に添付しなければならないこととされています。

☆ 控除対象通算適用前欠損調整額については、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を添付した確定申告書を提出し\*、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用するとされています。(地法第53条第6項、第321条の8第6項)

\* 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合の法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額については、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度について、同項の規定の適用があることを証する書類を添付した確定申告書を提出(地令第8条の16の2、第48条の11の6)

◎ 控除対象合併等前欠損調整額

控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、合併等事業年度(適格合併の日の属する事業年度又は残余財産確定の日の翌日の属する事業年度をいう。)終了の日における地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号における法人の区分(P10「※ 地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分」参照)に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第9項、第321条の8第9項、地法附則第8条第16項)

なお、合併等事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象合併等前欠損調整額については、合併等前欠損金額に、6月経過日の前日における地法第53条第4項各号・第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて算定します。(地令第8条の16の7、第48条の11の11)

合併等前欠損金額とは、法第57条第1項の欠損金額(同条第6項又は同法第58条の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法第57条第7項(第1号に係る部分に限る。)の規定により同条第2項の規定が適用されなかったものをいう。(地法第53条第7項、第321条の8第7項)(※)

※ 令和2年改正法附則第29条第1項の規定により法第64条の9第1項の規定による承認があるものとみなされた通算法人の欠損金額については、法第57条第7項(第1号に係る部分に限る。)の規定は適用しないものとされています(令和2年改正法附則第20条第11項)。

☆ 控除対象となる額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額から控除されなかった額に限ります。

☆ 控除対象合併等前欠損調整額の控除上限は、申告納付すべき法人税額の課税標準の算定期間に

係る法人税割の課税標準となる法人税額とされていますが、当該法人税額について次により加算された額がある場合については、次の金額を控除した金額(地法第53条第8項、第321条の8第8項、地令第8条の16の6、第48条の11の10)となります。

- ア 措置法第42条の14第1項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例)
- イ 措置法第42条の14第4項(通算承認の失効の場合の法人税額の特例)
- ウ 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出額の追加課税)
- エ 措置法第62条の3第1項・第9項、第63条第1項(土地の譲渡利益金額の追加課税)
- ☆ 控除対象合併等前欠損調整額の控除を行う場合は、「控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書」(第6号様式別表2の2)を作成し、申告書に添付しなければならないこととされています。
- ☆ 控除対象合併等前欠損調整額については、合併等事業年度において法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した確定申告書を提出し、かつ、合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用するとされています。(地法第53条第7項・第10項、第321条の8第7項・第10項、第8条の16の4、第48条の11の8)

◎ 控除対象通算対象所得調整額

控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる控除対象通算対象所得調整額については、次に定める日)における次の法人の区分(※)に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第14項、第321条の8第14項、地法附則第8条第18項)

- ア 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算による中間申告をする場合  
6月経過日の前日(地令第8条の17の2第1項、第48条の11の14第1項)
- イ 被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額  
当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日(地令第8条の17の2第2項、第48条の11の14第2項)

通算対象所得金額とは、法第64条の5第3項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。(地法第53条第13項、第321条の8第13項)

※ 地法第53条第14項各号・第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分

	法人の区分	率
a	普通法人(法第2条第9号に規定する普通法人をいう。)又は一般社団法人等 *cを除く。	法第66条第1項に規定する税率に相当する率
b	公益法人等(法第66条第3項に規定する公益法人等をいう。)又は協同組合等(法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。)	法第66条第3項に規定する税率に相当する率
c	特定医療法人(措置法第67条の2の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。)	措置法第67条の2第1項に規定する税率に相当する率

☆ 控除対象となる額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額から控除されなかった額に限ります。

☆ 控除対象通算対象所得調整額の控除上限は、申告納付すべき法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額とされていますが、当該法人税額について次により加算された額がある場合については、次の金額を控除した金額(地法第53第13項、第321条の8第13項、地令第8条の17、第48条の11の13)となります。

- ア 措置法第42条の14第1項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例)
- イ 措置法第42条の14第4項(通算承認の失効の場合の法人税額の特例)
- ウ 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出額の追加課税)
- エ 措置法第62条の3第1項・第9項、第63条第1項(土地の譲渡利益金額の追加課税)
- ☆ 控除対象通算対象所得調整額の控除を行う場合は、「控除対象通算対象所得調整額の控除明細書」(第6号様式別表2の3)を作成し、申告書に添付しなければならないこととされています。

☆ 控除対象通算対象所得調整額については、通算対象所得金額の生じた事業年度について法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用するとされています。(地法第53条第16項、第321条の8第16項)

◎ 控除対象配賦欠損調整額

控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる控除対象配賦欠損調整額については、次に定める日)における地法第53条第14項各号・第321条の8第14項各号における法人の区分(P11「※ 地法第53条第14項各号・第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分」参照)に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第20項、第321条の8第20項、地法附則第8条第20項)

ア 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算による中間申告をする場合  
6月経過日の前日(地令第8条の19の4第1項、第48条の11の19第1項)

イ 被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額

当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日(地令第8条の19の4第2項、第48条の11の19第2項)

配賦欠損金控除額とは、法第64条の7第1項第2号ニに掲げる金額(通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額)に同項第3号ロに規定する非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第57条第1項の規定により損金の額に算入されたものをいいます。(地法第53条第19項、第321条の8第19項)

☆ 控除対象となる額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額から控除されなかった額に限ります。

☆ 控除対象配賦欠損調整額の控除上限は、申告納付すべき法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額とされていますが、当該法人税額について次により加算された額がある場合については、次の金額を控除した金額(地法第53条第19項、第321条の8第19項、地令第8条の19の3、第48条の11の18)となります。

ア 措置法第42条の14第1項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例)

イ 措置法第42条の14第4項(通算承認の失効の場合の法人税額の特例)

ウ 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出額の追加課税)

エ 措置法第62条の3第1項・第9項、第63条第1項(土地の譲渡利益金額の追加課税)

☆ 控除対象配賦欠損調整額の控除を行う場合は、「控除対象配賦欠損調整額の控除明細書」(第6号様式別表2の4)を作成し、申告書に添付しなければならないこととされています。

☆ 配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用するとされています。(地法第53条第16項、第321条の8第16項)

◎ 控除対象還付対象欠損調整額

控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日(次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日)における地法第53条第14項各号・第321条の8第14項各号における法人の区分(P11「※ 地法第53条第14項各号・第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分」参照)に応じ、それぞれ各号に定める率を乗じて得た金額をいいます。(地法第53条第27項、第321条の8第27項、地法附則第8条第21項)

ア 還付対象欠損金額(中間期間において生じたものを除く。)の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について仮決算による中間申告をする場合における控除対象還付対象欠損調整額

6月経過日の前日(地令第8条の23の2第1項、第48条の11の26第1項)

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額(中間期間において生じたものを除く。)の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額

当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日(地令第8条の23の2第2項、第48条の11の

## 26第2項)

還付対象欠損金額とは、法第80条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額をいいます(地法第53条第26項、第321条の8第26項)。

☆ 控除対象となる額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額から控除されなかった額に限ります。

☆ 控除対象還付欠損調整額の控除上限は、申告納付すべき法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額とされていますが、当該法人税額について次により加算された額がある場合については、次の金額を控除した金額(地法第53条第26項、第321条の8第26項、地令第8条の19の23、第48条の11の25)となります。

ア 措置法第42条の14第1項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例)

イ 措置法第42条の14第4項(通算承認の失効の場合の法人税額の特例)

ウ 措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出額の追加課税)

エ 措置法第62条の3第1項・第9項、第63条第1項(土地の譲渡利益金額の追加課税)

☆ 控除対象還付対象欠損調整額の控除を行う場合は、「控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書」(第6号様式別表2の6)を作成し、申告書に添付しなければならないこととされています。

☆ 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用するとされています。(地法第53条第29項、第321条の8第29項)

### (3) 加算及び控除の順序

「(1)加算対象通算対象所得調整額等」及び「(2)控除対象通算適用前欠損調整額等」の法人税額への加算及び控除は、次の①から③の順により行います(地法第53条第30項、令和2年改正地法附則第5条第4項・第5項・第6項、令和2年改正地令附則第3条第17項・第23項・第29項)。

① 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算

② 控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額

③ 控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額

## 外国税額控除

〔地法第53条第38項、第321条の8第38項〕  
〔地令第9条の7、第48条の13〕

法人税、法人住民税、法人市町村民税を通ずる一体的な制度である外国税額控除については、グループ通算制度においても基本的な仕組みは維持することとされています。

### (1) 控除限度額の計算と控除

次の法人住民税控除限度額を限度として、外国税額のうち法人税の控除限度額を超える額を、法人住民税法人税割額から控除します。

$$\text{法人住民税控除限度額} = \text{法人税の控除限度額} \times \text{法人税割の税率}$$

### (2) 控除限度超過額、控除余裕額の繰越控除

通算法人についても、当該事業年度の外国税額が国・都道府県・市町村の控除限度額を超える場合には、その超える額(控除限度超過額)を3年間繰り越すことができます。また、当該事業年度の外国税額が控除限度額に満たない場合には、控除限度額から外国税額を差し引いた額(控除余裕額)を3年間繰り越すことができます。

ただし、当該法人又は当該法人と通算完全支配関係のある他の通算法人が法人税の所得の計算上、外国税額を損金に算入した事業年度があるときは、当該事業年度以前の事業年度の控除余裕額及び控除限度超過額を繰り越すことはできません(地令第9条の7第2項)。

### (3) 控除の要件

◎ 主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に提出する申告書等への明細の添付

控除することができる外国税額(法人税割額が限度です。)は、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に提出する申告書又は更正請求書に明細を添付して提出した金額についてのみです(地令第9条の7第29項、第48条の13第30項)。

◎ 適格分割等が行われた場合の引継額を記載した書類の提出

法人税法に規定する適格分割等により分割法人から事業の移転を受けた内国法人が、その事業にかかる控除限度超過額、控除余裕額、控除未済外国法人税額(前3年以内の事業年度または連結事業年度において、控除しようとする外国税額が法人税割の額を超えるために控除することができなかった額)を引き継ぐ場合には、適格分割等の日以後3か月(適格分割等が事業年度開始の日から1月以内に行われたときは、4か月)以内に、引き継ぐ控除限度超過額、控除余裕額、控除未済外国法人税額等を記載した書類を都道府県知事に提出した場合に限られます(地令第9条の7第10項、第12項、第22項、第23項、第48条の13第12項、第14項、第24項、第25項)。

<参考> 法人税における通算法人の外国税額控除の概要(法第69条、法令第148条)

1 控除限度額の計算

通算グループ全体の要素を用いながら、各通算法人の控除限度額をそれぞれ計算します。

$$\text{各通算法人の控除限度額} = \text{調整前控除限度額} - \text{控除限度調整額}$$

2 調整前控除限度額の計算

調整前控除限度額の計算は、以下の算式によって行います。

$$\text{調整前控除限度額} = \text{各通算法人の法人税額の合計額} \times \frac{\text{当該通算法人の調整国外所得金額}}{\text{各通算法人の所得金額の合計額}}$$

3 控除限度調整額の計算

各通算法人の調整前控除限度額のうちゼロを下回る場合の下回る金額の合計額を、各通算法人の調整前控除限度額のうちゼロを超えるものの額で配分して計算します。

$$\text{控除限度調整額} = \text{各通算法人の調整前限度額} \times \frac{\text{当該通算法人の調整前控除限度額 (ゼロを超えるものに限る)}}{\text{各通算法人の調整前控除限度額の合計額 (ゼロを超えるものに限る)}} \quad (\text{ゼロを下回る場合のその下回る額})$$

4 外国税額の控除額の計算

通算法人ごとに納付した外国税額のうち、各通算法人の控除限度額の範囲内で控除の対象となる外国税額を算出し、法人税額から控除します。

**申告納付**

(地法第53条第1項、第2項、第321条の8第1項、第2項)

(1) 中間申告納付

以下の法人は、6月経過日から2か月以内に中間申告納付を行う必要があります。

- ① 法第71条(中間申告)第1項(同法第72条(中間仮決算による中間申告)第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定により法人税に係る中間申告書を提出する義務がある通算法人
- ② 通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人で、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があり、前事業年度の法人税額の6か月相当額が10万円を超える法人

◎ 申告納付額(予定申告)・・・

前事業年度の法人税割額×6(※)÷前事業年度の月数

※通算子法人で、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間が6以外である場合は、「6」を当該月数に読み替えます。



☆ ただし、前事業年度の法人税額を基準とする6か月相当額が10万円以下である法人又は当該金額がない法人は申告の必要はありません。

☆ 通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人については仮決算に基づく額により中間申告を行うことはできません。

## (2) 確定申告納付

法人税の確定申告書の提出期限までに、確定申告納付を行う必要があります。

### 確定申告書の提出期限の延長の届出

(地法第53条第61項、地規第3条の3)

法人税の確定申告において、申告期限が延長された場合には、法人住民税の申告期限も同様に延長されます。

この場合、下の表の期限までに事務所又は事業所所在地の都道府県知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事)への届出が必要となります。

処分・届出の区分	届出期限
次のいずれかの事由に該当するため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度の所得に対する事業税をそれぞれ申告納付すべき期間内に申告納付することができない常況にあると認められる場合 ①当該法人若しくは他の通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない ②通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算及び欠損金通算等の計算を了することができない	申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内 ※延長の適用を受けている通算グループに新たに加入する子法人は加入事業年度終了の日から22日以内
延長の処分を取り消されたとき	取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
延長の月数を変更されたとき	変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
延長の処分の適用を受けることをやめようとするとき	やめる旨の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内
延長の処分の失効があったとき	失効のあった日の属する事業年度終了の日から22日以内

## 通算法人の地方税の申告に係る添付書類のお願い



お願い

### ■ 第6号様式別表2(控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書)に係る添付書類について

通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について、控除対象通算適用前欠損調整額がある場合には、必ず上記の別表2に加えて、税務署に提出した以下の法人税別表の写しを提出してください。提出がない場合には、以後の事業年度において、控除対象通算適用前欠損調整額を法人税額から控除することはできなくなります。(地法第53条第6項、第321条の8第6項)

○別表7(1)「欠損金の損金算入等に関する明細書」又は別表7(2)「通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書」

・・・最初の最初通算事業年度の直前の事業年度のもの

○別表7(2)「通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書」

・・・最初通算事業年度のもの

### ■ 第6号様式別表2の2(控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書)に係る添付書類について

合併等事業年度(適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度)について、控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、必ず上記の別表2の2に加えて、税務署に提出した以下の法人税別表の写しを提出してください。提出がない場合には、以後の事業年度において、控除対象合併等前欠損調整額を法人税額から控除することはできなくなります。(地法第53条第7項、第321条の8第7項)

○別表7(1)「欠損金の損金算入等に関する明細書」

・・・被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度のもの

○別表7(2)「通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書」

・・・当該合併法人等が提出した、合併等事業年度のもの

### ■ 第6号様式別表2の3(控除対象通算対象所得調整額の控除明細書)に係る添付書類について

通算対象所得金額の生じた事業年度について、控除対象通算対象所得調整額がある場合には、必ず上記の別表2の3に加えて、税務署に提出した以下の法人税別表の写しを提出してください。提出がない場合には、以後の事業年度において、控除対象通算対象所得調整額を法人税額から控除することはできなくなります。(地法第53条第16項、第321条の8第16項)

○別表7の2(※)「通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書」※令和4年4月1日～令和5年3月31日終了事業年度分については、別表7の3

・・・通算対象所得金額の生じた事業年度のもの

### ■ 第6号様式別表2の4(控除対象配賦欠損調整額の控除明細書)に係る添付書類について

配賦欠損金控除額の生じた事業年度について、控除対象配賦欠損調整額がある場合には、必ず上記の別表2の4に加えて、税務署に提出した以下の法人税別表の写しを提出してください。提出がない場合には、以後の事業年度において、控除対象配賦欠損調整額を法人税額から控除することはできなくなります。(地法第53条第22項、第321条の8第22項)

○別表7(2)付表1「通算法人の欠損金の通算に関する明細書」

・・・配賦欠損金控除額の生じた事業年度のもの

■第6号様式別表2の7(控除対象個別帰属調整額の控除明細書)に係る留意点

連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の連結事業年度について、控除対象個別帰属調整額がある場合には、最初の連結事業年度の申告において、別表2の7(令和4年改正前第6号様式別表2)に加えて、税務署に提出した以下の法人税別表の写しを提出している必要があります。提出がない場合には、以後の連結事業年度又は事業年度において、控除対象個別帰属調整額を法人税額から控除することはできなくなります。(令和2年改正前地法第53条第8項、第321条の8第8項、令和2年改正地法附則第5条第4項、第13条第4項)

○別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

・・・最初の連結事業年度の直前の事業年度のもの

○別表7の2「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」

・・・連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

○別表7の2付表2「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」

・・・連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

なお、連結欠損金がなく、連結親法人が当該連結事業年度について別表7の2を作成していない場合には、別表7の2及び別表7の2付表2に代えて、次の別表となります。

○別表4の2「連結所得の金額の計算に関する明細書」

・・・連結親法人が提出した、当該連結事業年度のもの

■申告内容等の確認のため、上記の書類以外の資料のご提出をお願いすることがあります。

## グループ通算制度の承認を受けたとき等の届出書の提出

(条例第26条)

都内に事務所又は事業所を有する法人が、法人税のグループ通算制度の承認を受けたとき等には、「**法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書**」を都内における主たる事務所又は事業所を所管する都税事務所又は支庁まで提出してください(条例規則別記様式第32号(乙)その3)。

「法人税のグループ通算制度の承認を受けたとき等」とは、次の場合です。

- (1) グループ通算制度の承認申請の承認があったとき
- (2) 完全支配関係を有することとなったとき
- (3) 通算完全支配関係等を有しなくなったとき
- (4) 青色申告の承認の取消しの処分があったとき
- (5) グループ通算制度適用の取りやめの承認があったとき

※ 都内に事務所又は事業所を有する法人が解散したときには、「異動届出書」(条例規則別記様式第32号(乙)その2)を提出してください(「法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書」を別途、提出していただく必要はありません。)